○国土交通省告示第千五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

銅山川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第百三十号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

山形県最上郡大蔵村大字南山

字葉山外三四国有林

二一四三林班　ぬ小班	一号から七号まで	
二一四三林班　る小班	八号から十七号まで	
字元屋敷野　三二九七番二	十八号	
字元屋敷　三三三〇番六	十九号	
字元屋敷野　三二九七番四	二十号から四十五号まで	
字深沢野　銅山川	四十六号及び四十七号	

○国土交通省告示第千五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

根谷川支川四七

㈡　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市安佐北区大林町字下モ山二一三七番一地内三等三角点小竹山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二七二度五二分三七秒	
九九五・〇三四メートルの地点	一号
標柱一号から二四八度五七分五七秒	
一三・九二五メートルの地点	二号
標柱二号から三三一度一〇分一秒	
八・九九五メートルの地点	三号
標柱三号から一八度四二分五四秒	
一〇・八〇八メートルの地点	四号
標柱四号から五五度五二分四九秒	
一五・二四三メートルの地点	五号
標柱五号から一四四度一分一四秒	
二・四五八メートルの地点	六号
標柱六号から六四度六分五七秒	
二・四四六メートルの地点	七号
標柱七号から三五八度五一分四一秒	
六・三四一メートルの地点	八号
標柱八号から六八度二四分四四秒	
六・九二三メートルの地点	九号
標柱九号から一一四度四三分九秒	
四一・五九三メートルの地点	十号
標柱十号から一六九度一一分四三秒	
二三・一〇四メートルの地点	十一号
標柱十一号から二一八度五八分三六秒	
二二・五八八メートルの地点	十二号
標柱十二号から二五二度一八分二七秒	
一六・二二九メートルの地点	十三号
標柱十三号から三一八度三分五三秒	
一五・八五八メートルの地点	十四号
標柱十四号から三四六度九分一一秒	
九・六九〇メートルの地点	十五号
標柱十五号から六三度三六分五四秒	
七・六八七メートルの地点	十六号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

太田川（古川）支川八五

㈡　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市安佐南区緑井町字権現山五六七一番地内四等三角点権現山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線、標柱十四号と十五号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十五号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一二一度一分五二秒	
一三二〇・〇一九メートルの地点	一号
標柱一号から二四七度二三分二六秒	
一・六八六メートルの地点	二号
標柱二号から二七九度四五分四二秒	
一・六九九メートルの地点	三号
標柱三号から二六四度一五分一一秒	
五・〇一三メートルの地点	四号
標柱四号から二五三度三一分一六秒	
一・四四五メートルの地点	五号
標柱五号から二五一度二五分三一秒	
五・三一八メートルの地点	六号
標柱六号から二三九度二一分一九秒	
三・九七三メートルの地点	七号
標柱七号から二七一度〇分二〇秒	
五・五八五メートルの地点	八号
標柱八号から二七四度一二分四四秒	
一二・九七五メートルの地点	九号
標柱九号から二五六度二八分五四秒	
四・三二一メートルの地点	十号
標柱十号から二六九度四二分三五秒	
四・三四二メートルの地点	十一号
標柱十一号から二六二度二三分一八秒	
七・五六五メートルの地点	十二号
標柱十二号から二〇七度三分八秒	
八・六二八メートルの地点	十三号
標柱十三号から二四三度一二分五四秒	
四・一九二メートルの地点	十四号
標柱十四号から一九度五五分三七秒	
四四・一八八二メートルの地点	十五号
標柱十五号から一二八度四一分二五秒	
一二・九三二メートルの地点	十六号
標柱十六号から一三九度四〇分一秒	
七・六九一メートルの地点	十七号
標柱十七号から一一六度五三分七秒	
一三・一二五メートルの地点	十八号
標柱十八号から八六度〇分五三秒	
三・三八一メートルの地点	十九号
標柱十九号から八四度二五分四八秒	
四・八六三メートルの地点	二十号
標柱二十号から五〇度四〇分五六秒	
二・八二八メートルの地点	二十一号
標柱二十一号から六一度五四分一八秒	
一・三四〇メートルの地点	二十二号
標柱二十二号から六一度三七分二七秒	
一・五〇〇メートルの地点	二十三号
標柱二十三号から六一度五九分三八秒	
三・九六五メートルの地点	二十四号
標柱二十四号から一七二度五三分二三秒	
五・二七六メートルの地点	二十五号
標柱二十五号から一五五度一八分二六秒	
四・二三〇メートルの地点	二十六号
標柱二十六号から一八七度五四分一三秒	
一・七一六メートルの地点	二十七号

○国土交通省告示第千五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

荒川内川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線（標柱三号と四号については、平成二十七年国土交通省告示第九百十三号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県都城市御池町

霧島国有林	
二四三林班　ぬ小班	一号及び二十七号から三十三号まで
五三九二番四一	二号及び三号
五三九二番五二	四号
五三九二番一〇六	五号及び十五号
道路敷	六号及び十四号
五三九二番四四	七号
五三九二番一〇七	八号から十三号まで
道路敷	十六号から十八号まで
五三九二番一〇一	十九号から二十一号まで
霧島国有林	二十二号
二二九林班　い小班	二十三号から二十六号まで
二二九林班　る小班	五三九二番四七
五三九二番四七	五三九二番五〇
五三九二番五〇	